

沼津市支援対象児童見守り強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、支援ニーズの高い子どもたちの見守り体制を強化するため、見守り支援に関する事業を実施する民間団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「支援対象児童」とは、沼津市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に定める児童をいう。以下同じ。）及び次の各号のいずれかの理由により見守りが必要な、市内に居住する児童をいう。

- (1) 周囲から孤立している状態にあること。
- (2) 食事面で心配な状態にあること。
- (3) 衛生面で心配な状態にあること。
- (4) 学習面で心配な状態にあること。
- (5) 養育・生活環境面で心配な状態にあること。
- (6) その他市長が見守りが必要と認める状態にあること。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、支援対象児童に対し、食事の提供、学習・生活指導支援等を行う、市内に活動の拠点を有する民間団体等であって、次の各号のいずれにも該当しない団体とする。

- (1) 宗教や政治的な目的を持って支援活動をしている団体
- (2) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは構成員が同条第2号に規定する暴力団員等に該当する団体又はこれらと密接な関係を有する団体
- (3) その他公序良俗に反する等、市長が不相当と認める団体

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 児童の居場所における確認、居宅への訪問等により、原則として月1回以上、支援対象児童の状況を把握し、見守り支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて食事の提供、学習・生活指導支援等を行うとともに、市や児童相

談所等の適切な相談支援機関の支援につなぐこと。

- (3) 支援対象児童の住所、氏名等を記載する名簿を作成し、これに基づいて見守り支援を行うこと。
- (4) 支援対象児童の安全を確保するための損害保険への加入、感染症対策などの措置を講じていること。
- (5) 食事の提供に当たっては、事前に静岡県東部健康福祉センターに相談し、衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギー対策を講じていること。
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び沼津市個人情報保護条例（平成12年条例第38号）を遵守し、直接又は間接的に知り得た個人情報の第三者への提供や目的外利用を行わないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) 国や地方公共団体から同種の補助金の交付を受けている事業
- (4) その他公序良俗に反する等、市長が不相当と認める事業

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金交付の対象となる経費は、支援対象児童の見守り支援に係る経費とし、その費目は別表1に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、前項に定める経費（支援対象児童から利用者負担として費用を徴収した場合には、その額を対象経費から差し引く。）の合計額と、別表2に定める単価に見守り支援を行った支援対象児童の人数を乗じて算出した額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象事業を実施した月数に25,000円を乗じた額を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沼津市支援対象児童見守り強化学業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 支援対象児童一覧（第4号様式）
- (4) 誓約書（第5号様式）

- (5) 団体の規約又は会則及び職員名簿
 - (6) 団体の概要や事業内容に関する書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、沼津市支援対象児童見守り強化事業補助金交付決定通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 前条の規定による補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請の内容に変更が生じたとき、又はその事業を中止若しくは廃止しようとするときは、沼津市支援対象児童見守り強化事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（第7号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、沼津市支援対象児童見守り強化事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（第8号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(支援対象児童一覧の修正)

第9条 交付決定者は、支援対象児童一覧について、人数の増減等内容に変更が生じたときには、随時修正をして市長に提出しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第10条 交付決定者は、月ごとに事業実施状況報告書（第9号様式）を作成し、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、沼津市支援対象児童見守り強化事業補助金事業実績報告書（第10号様式。以下「事業実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第11号様式）
- (2) 補助の対象となる経費に係る領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、予算の範囲内において交付すべき補助金の額を確定し、沼津
市支援対象児童見守り強化事業補助金交付額確定通知書（第12号様式）により交付
決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条に規定する補助金交付額確定の通知を受けたときは、速
やかに沼津市支援対象児童見守り強化事業補助金支払請求書（第13号様式）を市長
に提出しなければならない。

2 交付決定者は、前項の規定にかかわらず、第7条に規定する補助金交付決定の通
知を受けた後、あらかじめ市長の承認を受けて、沼津市支援対象児童見守り強化事
業補助金概算払支払請求書(第14号様式)により概算払の請求をすることができる。

（補助金の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付
決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させる
ものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の支払を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に流用したとき。
- (3) 補助金交付決定の内容と、これに付した条件、本要綱及び規則又はその他法令
に違反したとき。
- (4) 第8条の規定による事業の中止又は廃止をしたとき。
- (5) 規則第7条の規定による申請の取下げをしたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が補助を行うことを不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により補助金交付額が確定した後においても適用す
るものとする。

（報告及び調査）

第15条 市長は、この補助金に関して必要があると認めたときは、交付決定者に対し、
報告を求め、又は関係職員に実地による調査をさせることができる。

（関係書類の整備）

第16条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書
類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければな
らない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

費目	内容
人件費	訪問や児童の状況把握等を行うスタッフの人件費（団体の運営に係る職員の賃金や役員報酬は対象外）
食材等購入費	食事の調理に必要な食材、配布する弁当等の購入費
運搬費	居宅への訪問や弁当等配送にかかる交通費や配送料
物品購入費	調理器具や食器等キッチン用品、感染症防止対策等のための衛生用品、教材及び文具、書籍、遊具等で、その単価が1万円未満の物品の購入費
会場等使用料	事業実施を主目的として場所を借りるのにかかる費用
広報費	事業を広報するためのチラシ等作成やホームページ作成等にかかる費用
保険料	利用者、運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料
受講料、検査料	運営スタッフ及びボランティアの食品衛生責任者養成講習受講料、検便等の検査手数料
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費

備考

- 1 いずれの費目についても、事業実施に必要な最小限のものを対象とする。
- 2 支援対象児童以外に対して行う事業及び見守り支援を行わない単に食事の提供のみを行う事業に係る経費は対象としない。
- 3 会場等使用料は、団体の職員の自宅及び団体の事務所等として使用している物件を利用する場合は対象外とする。

別表2（第5条関係）

見守り支援の方法	月額単価（支援対象児童1人につき）
児童の居場所での把握	1,000円
居宅への訪問	1,500円